

三段池公園スポーツ施設等指定管理者募集に係る質問及び回答

No.	質問	回答	回答日
1	施設の老朽化が著しく、舞台装置等において安全な施設運営が危惧されている。その対策と万一の場合責任はどうなるのか。	募集要項、リスク分担表のとおり、経年劣化による小規模でない修繕については福知山市に主たる責任及び経費負担義務が生じることとなるため、状況に応じて適切に予算措置を行い改善を図る必要があると考えております。	10月17日
2	自主事業とは具体的にどういうものか。他市等の指定管理施設における事例があれば示してほしい。	自主事業とは、指定管理業務以外で実施するすべての事業です。他市事例については承知しておりませんが、本市の事例としては、福知山市民体育館におけるスポーツ用品（ラインテープ）の販売、福知山市大呂自然休養村センターにおけるキャンプ用品の貸出しプランの提供などが自主事業にあたります。	10月17日
3	指定管理料限度額が年毎に示されているが、5年間の総額の範囲であれば、単年の指定管理料が年毎に示された限度額を超えることは可能か。	各年度の指定管理料は年度協定にて定めることになりますが、それぞれ年毎に示した限度額を超えて支払うことはできません。	10月17日
4	人件費の積算はいつ時点での単価を採用しているのか。また、来年度以降5年間についての人件費の考え方。	来年度以降5年間についての人件費単価が予測できないことから、令和7年4月時点の単価を積算時点の最新単価として採用しております。	10月17日
5	大江河東多目的グラウンドの整備に使用するトラクターが故障しているが、修繕の予定は	現在、修繕の手続きを進めているところです。	10月17日
6	武道館の照明が水銀灯だが、LED化の見込みはあるか	水銀灯は既に生産が終了していることから、現在の照明による施設利用への支障が発生する前に整備をする必要があると考えております。	10月17日
7	【背景】「②募集要項（三段池スポーツ施設等）」では、指定管理者と福知山市の責任分担として、備品・施設修繕の取扱いが定められています。特に『1件50万円未満は指定管理者、それ以上は福知山市と協議』と記載されています。 【参考】②募集要項 4 (2) 「指定管理者と福知山市の責任分担」／⑦リスク分担表 【質問内容】『1件』の算定範囲（部品費・工賃・諸経費の合算基準）、同一原因による複数箇所同時修繕の扱い、短期再発時の取扱いについてご教示願います。	修繕にかかる『1件』の考え方は、原則として、その備品や設備の損傷や不具合を解消するために必要となる経費一式です。同一原因により複数箇所に発生した場合や短期再発については、その状況毎に個別判断が必要となります。	10月22日
8	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」では、休業日および臨時開館・臨時休館（市長の承認）の取扱いが定められています。 【参考】③仕様書 2 施設概要（3）ア／イ／ウ 【質問内容】臨時開館・臨時休館の申請期限・様式・承認フロー、ならびに臨時開館時の料金取扱いについてご教示願います。	臨時開館・臨時休館に係る市長の承認を受けるための手続きについては、条例及び規則に規定がないため、手続きの方法については指定管理者と市との協議により決定することいたします。利用料金については、福知山市都市公園条例で定める額の範囲内で市長の承認を受けることで指定管理者が設定することができます。	10月22日
9	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」では、利用許可および減免の手続が定められています。 【参考】③仕様書 6 章（1）ア／イ 「施設の使用の許可に関する業務」 【質問内容】利用料金の減免申請は市の既定様式に準ずるのか、オンライン申請の実施有無・開始時期についてご教示願います。	利用料金の減免にかかる手続きについては市において様式及び方法を定めておりませんが、指定管理者が利用料金を減免しようとするときは市長の承認を受ける必要があります（福知山市都市公園条例第11条の3）。市長の承認を受けるための手続きについては、条例及び規則に規定がないため、手続きの方法については指定管理者と市との協議により決定することとします。オンライン申請の実施については義務化するものではなく開始時期の指定もありませんが、利用者の利便性及びサービス向上の観点から、可能な限り実施いただきたいと考えております。	10月22日
10	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」には、施設の予約状況を確認できるようホームページを作成・運用する旨が示されています。 【参考】③仕様書 6 章（1）エ 「施設の使用の許可に関する業務」 【質問内容】公式サイトの運用主体（福知山市／指定管理者）および改修・更新費用の負担範囲、既存市サイトとの連携要件についてご教示願います。	現在の三段池公園総合体育館の公式ウェブサイトの運用主体は、現指定管理者です。改修及び更新費用については指定管理者の負担範囲となります。また、市公式ホームページとの連携について特別な規定はありません。	10月22日
11	【背景】「⑦リスク分担表」では、不可抗力・中断・復旧の取扱いが整理されています。 【参考】⑦リスク分担表（不可抗力・中断・復旧） 【質問内容】災害・停電・感染症等により運営を一時停止した場合の指定管理料の減額・協議の判断基準と、復旧時の役割分担についてご教示願います。	指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴い、運営を一時停止した場合は、原則として市がその復旧に対して主たる責任を負うこととなります。 そういった際には、復旧に要する経費や運営停止による損失も踏まえ、必要に応じ協議により指定管理料の調整を行います。	10月22日
12	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」では、安全管理および事故発生時の報告が定められています。 【参考】③仕様書 6 章（4）エ／オ／カ 「施設の管理運営に関する業務」 【質問内容】軽微な事故（擦過傷・転倒等）の報告基準と報告様式（紙／電子）の統一フォーマットの有無をご教示願います。	事故等が発生した場合は発生時点で市への報告を基本とし、それが緊急または軽微なものであれば対処後の報告でも可としています。いずれの場合も報告様式や統一フォーマット等はないため、報告の方法は任意としますが、状況に鑑みて市が詳細な資料が必要と判断した場合、文書等資料の提出を求めます。 擦過傷、転倒については利用者にその原因がある場合は事故等には当たりませんが、施設や指定管理者に原因がある場合は事故等として報告をお願いします。	10月22日
13	【背景】「②募集要項（三段池スポーツ施設等）」では、個人情報の保護について別途締結する協定で措置を講ずる旨が示されています。 【参考】②募集要項 3 (3) 「個人情報の取扱い」 【質問内容】予約・アンケート等に係る個人情報の保存期間・削除手順・事故時の報告期限・連絡先等、協定の主な運用基準をご教示願います。	詳細は別途締結する協定の中で「個人情報の取扱いに関する特記事項」として定めることとなります。御質問への回答については、概ね以下のとおりです。 ・保存期間…保存しなければならない期間としては特に規定はありませんが、業務の終了時には返還又は廃棄が必要です。 ・削除手順…発注者が個別指示することとなります。廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去または廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得ることとします。なお、その申請に係る様式等に定めはありません。 ・個人情報に係る事故時の対応…事故発生または事故が生じるおそれのあることを知った際には、直ちに発注者に対して、その内容や発生状況を報告し、発注者の指示に従っていただく必要があります。なお、報告先は通常やり取りを行っている窓口・担当者で構いません。 ・協定の運用基準…効力は協定締結期間、対象は指定管理にかかる業務全てです。	10月22日

No.	質問	回答	回答日
14	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」では、自主事業の実施および収支報告の提出が規定されています。 〔参照：③仕様書 7章（1）／（2）「自主事業」〕 【質問内容】自主事業の事前承認は年度計画内の包括承認で足りるのか、個別の都度協議が必要か、収支報告の提出時期・様式と併せてご教示願います。	自主事業にかかる事前承認の時期に指定はありません。もし具体的な事業計画により内容の協議が可能であれば、年度計画において承認することは可能です。 収支報告については任意の様式により年度ごとに書類の提出をお願いします。	10月22日
15	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」では、点検計画の策定および記録保存が求められています。 〔参照：③仕様書 6章（4）ク／サ／セ「施設の管理運営に関する業務」〕 【質問内容】点検計画・報告記録の様式（市指定の有無）および電子データ（PDF・クラウド）保存の可否をご教示願います。	点検計画や点検記録、各種報告に係る記録に関して様式及び保存形式は問いません。電子データによる保存も可です。	10月22日
16	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」では、光熱水費および通信運搬費の負担区分が定められています。 〔参照：③仕様書 6章（4）タ「施設の管理運営に関する業務」〕 【質問内容】電気・水道・通信の契約名義（福知山市／指定管理者）と、検針・請求・支払の事務フローの標準についてご教示願います。	現在、三段池公園スポーツ施設の総合体育館及び武道館の電力供給についてのみ市が電力会社と契約を締結しており、その他の電気・水道・通信については指定管理者がそれぞれ供給事業者と契約を締結しているところです。 上記のいずれも、供給業者による検針の上で指定管理者へ請求され、指定管理者にてお支払いいただいております。	10月22日
17	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」では、業務の第三者への委託（再委託）の取扱いが示されています。 〔参照：③仕様書 6章（4）ケ「施設の管理運営に関する業務」〕 【質問内容】再委託可能な業務範囲（警備・清掃・設備点検等）と、追加・変更時の市への事前承認・届出の要否をご教示願います。	「募集要項4（1）業務の範囲」に記載のとおり、部分的な業務の委託については、あらかじめ市の承認を得ることで他の事業者に委託できることとしております。 なお、各種施設設備の保守管理点検業務、警備業務、廃棄物の収集運搬業務、施設清掃業務など、専門性を有する業務については事前の承認や届出は不要です。	10月22日
18	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」では、減免の取扱いが定められています。 〔参照：③仕様書 6章（1）アノイ「施設の使用の許可に関する業務」（減免）〕 【質問内容】減免の適用基準・証明書類・申請期限・事後申請の可否、ならびに決裁権限・通知方法についてご教示願います。	利用料金を減免することができる場合についての基準は、「三段池公園総合体育館管理規則第6条にて下記のとおり規定しています。 第6条 条例第11条の3の規定により、利用料金を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 市内にある就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び特別支援学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所が行う活動、行事、大会等に園児、児童、生徒及び学生が利用する場合…2分の1の額 (2) その他、市長が特に減免する必要があると認める場合…市長が認める額 その他、利用料金の減免に関する手続きについては前述の質問No.9に対する回答を御参考ください。	10月22日
19	【背景】「④評価指標及び目標値一覧（三段池公園スポーツ施設等）」には、売上等の指標および対前年伸長（例：5%）等の目標値が示されています。 〔参照：④評価指標及び目標値一覧（三段池公園スポーツ施設等）〕 【質問内容】初年度の基準値は令和7年度実績を初期値としてよいか、また『該当する売上高』の範囲と評価時期（年次算定）をご教示願います。	売上高の範囲については、「評価指標及び目標値一覧」「1（1）収益性・成長性の視点」においては指定管理業務に係る売上げを指し、「2（2）財務の視点」においては自主事業における売上げを指すこととし、いずれも初年度の基準値は令和7年度実績です。	10月22日
20	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」では、苦情への対応に関する取扱いが示されています。 〔参照：③仕様書 6章（4）ウ「施設の管理運営に関する業務」（苦情対応）〕 【質問内容】苦情受付・記録・市報告のフロー（受付様式・保存期間・提出時期）についてご教示願います。	苦情受付・記録及び市への報告の方法については任意とします。報告の時期は、四半期ごとを基本としますが、指定管理者が重要と考えるものなど案件によっては速やかに御報告ください。	10月22日
21	【背景】「③仕様書（三段池スポーツ施設等）」では、研修（人権研修を含む）の実施が求められています。 〔参照：③仕様書 5章（6）「人権研修」〕 【質問内容】人権研修の実施頻度・受講証跡の取扱い、自治体主催研修の受講で代替可能かをご教示願います。	人権啓発にかかる研修については年1回以上実施することとし、その内容を市指定の様式「人権研修実施報告書」により報告いただきます。なお、自治体等が実施する人権啓発研修等への参加をもって代えることも可能です。	10月22日
22	審査委員の構成についてご教示ください。	指定管理者選定に係る審査は、福知山市指定管理者選定等委員会規則第3条で以下のとおり定めています。 第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者を市長が委嘱し、又は任命する。 (1)公の施設の管理及び指定管理者の選定に関して識見を有する者 (2)総務部長 (3)指定管理者に管理運営をさせようとする公の施設又は公の施設を所管する部長 (4)その他市長が適当と認める者	10月22日
23	審査委員の細則に変更がある場合、その内容をご教示ください。	福知山市指定管理者選定等委員会規則は、令和7年1月28日付で一部改正されております。改正内容は、市の組織改編に伴うもので、「財務部長」を「総務部長」に、「市民総務部長」を「指定管理者に管理運営をさせようとする公の施設又は公の施設を所管する部長」に改める等です。	10月22日
24	現指定管理者のスタッフ構成（常勤・臨時・配置等）をご教示ください。	三段池公園スポーツ施設等の現在の指定管理者は公益財団法人都市緑化協会であり、法人の職員数は28人（嘱託職員等含む）とされています（三段池公園公式サイトより）が、その中で本施設の運営に従事する職員の内訳は示されておりません。	10月22日
25	11月5日のプレゼン資料は、10月24日に提出した応募資料以外に追加提出が可能かをご教示ください。	11月5日に開催される指定管理者選定等委員会による審査時に事業者が提示できる資料は、応募時に提出いただいた書類のみです。そのため、委員会において説明に必要な書類がある場合は、応募書類として締め切り（10月24日）までに必要部数御提出いただきますようお願いします。	10月22日
26	自主事業に係る会計報告について、市への提出または報告義務があるかご教示ください。	自主事業については指定管理料とは区分を分け、その収支を市に御報告ください。詳細は、「三段池スポーツ施設等指定管理者仕様書 7 自主事業」を御確認ください。	10月22日